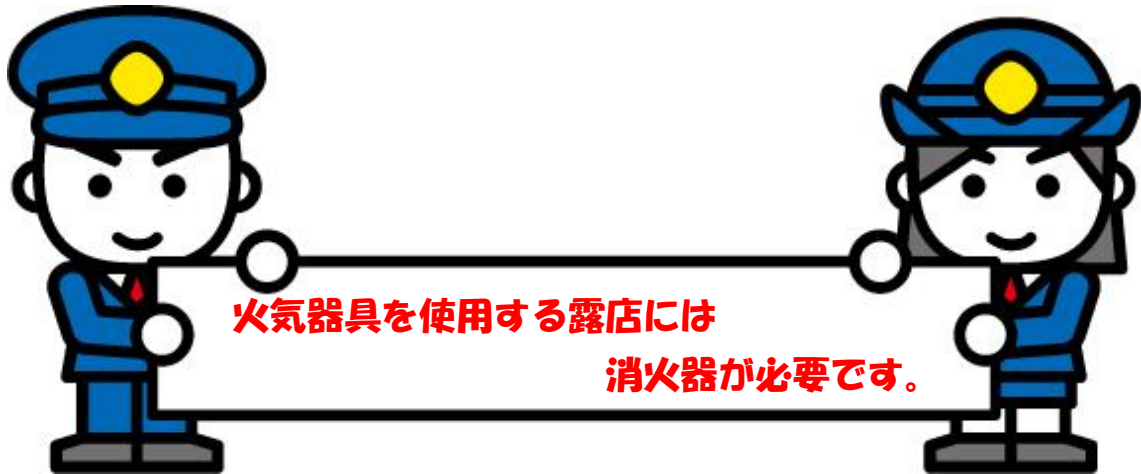


露店等^{※1}を出店される方へ



お祭り、縁日、歩行者天国、学園祭など「多数の者が参加する催し」^{※2}で「火気器具」^{※3}を使用する場合は次のことが必要です。

- ◎ 消火器の準備（エアゾール式簡易消火具・住宅用消火器は不可）
原則、火気器具を使用する露店等、1店舗につき1本が必要です。
- ◎ 露店等の開設届出書
祭礼、縁日、学園祭などの主催者、又は露店開設者が提出します。

※1 露店等とは？

祭礼、縁日等における露店、屋台、学園祭や各種団体等の模擬店、移動店舗その他、これらに類するものを指します。

これらに類するものとは、物品の販売のほかに、炊き出しや、展示のための陳列、見世物、体験ブースも含まれます。



※2 「多数の者が参加する催し」とは？

広告等により広く不特定の者を集客し、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しです。（近親者によるバーベキューやこども園保護者もちつき大会など、相互に面識がある者のみの集まりなどは対象外です。）

※3 「火気器具」とは？

対象火気器具等の例

- ① 気体燃料を使用する器具（LPガス[プロパンガス]、カセットガス等）
例：移動式ストーブ、調理用器具、携帯発電機、カセットコンロ等

②液体燃料を使用する器具（ガソリン、灯油等）

例：移動式ストーブ、調理用器具、携帯発電機等

③個体燃料を使用する器具（木炭、まき、練炭等）

例：七輪、焼き鳥器、BBQ コンロ、火鉢等

④電気を熱源とする器具

例：電気ストーブ、電気こんろ、IH 調理器、ホットプレート、電子レンジ、電気オーブントースター等

◇火気器具の中でも、器具の表面に可燃物が触れた場合に発火するおそれのない器具であれば消火器の設置が不要となりますが、これらの器具の電源として携帯発電機を使用する場合は、消火器設置義務の対象となりますので、ご注意ください。

◆催しもの開催に伴う条例適用フローチャート◆

